

学校法人大阪青山学園 役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪青山学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員、評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職金
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退職金 最終報酬月額に在任年数を乗じた額
- 2 非常勤の役員に対する報酬及び退職金の額は、別表第2に定める額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、退職金の取り扱いに関しては別に定める。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、前営業日とする。）
- (1) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、会議等出席日数に応じて、現金または翌月に振込にて支給する。

3 報酬等は、原則として本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 学校法人大阪青山学園役員報酬規程(昭和61年5月1日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（常勤の役員の報酬）

役 職 名	専 任	教職員の役職兼務
理 事 長	月額 105万円 ～120万円	月額 40万円 ～60万円
常 務 理 事	月額 50万円 ～60万円	月額 15万円 ～20万円
理 事		月額 5万円 ～10万円

別表第2（非常勤の役員等の報酬、退職金）

役 職 名	報 酬	退 職 金
理 事	理事会等会議出席 1日あたり 1.5万円	18万円×在職年数
監 事	理事会等会議出席 その他法人業務 1日あたり 1.5万円	
評 議 員	評議員会等会議出席 1日あたり 1万円	

備考)1.報酬は源泉徴収後、交通費込み。

2.理事会、評議員会が同一日開催の場合、理事を兼ねた評議員には支給しない。